

社会福祉法人総社市社会福祉事業団 評議員の報酬等に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人総社市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額3,000円を支給する。なお、職務のため、市外への出張等に出向いたときは、別に定める社会福祉法人総社市社会福祉事業団旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

（報酬等の支給方法）

第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額があるときは、これを控除し支給する。

（公表）

第4条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。